

建物(空家等)を放置しないで！



建物は、実家の相続・施設への入所・転勤等、身近な理由で空家になります。

利用する目的のない空家を放置すると、老朽化が進み、景観をそこねたり、倒壊や火災、治安の悪化につながります（多くの空家が5年で大きく劣化します）。

「とりあえず置いておこう」「後でいつか誰かが処分するだろう」とそのままにしておくと、取り返しのつかない状態や、家族・子や孫に大きな負担をかけることになります。

今後に備えて、早めに利用しない建物(空家等)の適切な管理・処分をお考えください。

- 空家の総合相談窓口（兵庫県全域）：ひょうご空き家対策フォーラム 078-325-1021
- 活用補助金、空き家バンク等：市民協働課（あさご暮らし応援室） 079-672-1492
- 老朽空家の除却補助金、改善通知等：都市政策課 079-672-6127



空家は名義人・相続人に管理責任があり、管理不全な状態を放置されますと、様々な影響・不利益が発生します。

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例」により、所有者等に責務が課されています。
- 管理不全な状態により隣地へ影響がある場合は、隣地所有者等から民事訴訟法に基づく訴訟を提起されることがあります。
- 建物の倒壊や瓦の飛散等で他者へ損害を与えた場合は、賠償責任等が発生します。

※土地や建物は、令和6年4月から相続登記の申請が義務となっておりますので御注意ください（過去分も対象）。

※空家等対策情報は、市HPの“空家等対策【全般】”を御確認ください。

（「朝来市空家対策」等で検索 <https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/27/10358.html>）

